令和５年度

秋の全国交通安全運動

川崎市実施要綱

期　間

９月２１日(木)から３０日(土)までの１０日間

［　交通事故死ゼロを目指す日　９月３０日（土）　］

目　的

すべての市民を交通事故から守るために、市民一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことを通じて交通事故防止の徹底を図ります。

スローガン

◎ 安全は　心と時間の　ゆとりから

◎ かわさきは　安全・安心　まもるまち

◎ 高齢者　模範を示そう　交通マナー

運動の重点

１　子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

２　夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

３　自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

４　二輪車の交通事故防止

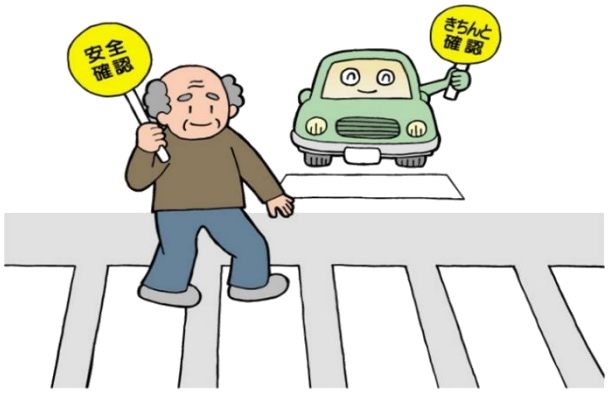

川崎市交通安全対策協議会

運動の進め方

川崎市交通安全対策協議会は構成する関係機関・団体との連携を密にし、この運動の目的や重点を踏まえつつ、市民総ぐるみで運動を展開します。

～　構成機関・団体の共通推進事項　～

○ 「運動の重点」や「重点の取り組み方」に基づき、今後の社会状況に応じて、各種広報媒体を活用する等、創意工夫を凝らした交通安全活動や、それぞれの地域の実態に即した各種交通安全運動を積極的に推進します。

○ 9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」にはイベント、キャンペーン等を開催し、周知徹底を図ります。

○ 各種会議、行事等を通じて、この運動の趣旨を積極的に周知するとともに、広報紙（誌）を発行するときには、交通ルールの遵守とマナーの向上を呼びかける記事等の掲載に努めます。

重点の取り組み方

1　子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保

【家庭では】

☆ 横断歩道等を横断する際、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。

☆ 家族で通学路などの近所の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法を確認しましょう。

☆ 歩行中の事故を防ぐため、子どもや高齢者の行動特性について話し合いましょう。

☆ 歩きながらのスマートフォン等の操作等の危険性について家族で話し合いましょう。

☆ いわゆる「路上飲み」は、道路での禁止行為に抵触する恐れがあることを家族で話し合いましょう。

【職場では】

☆ 歩行者を交通事故から守る意識を高めるため、朝礼、研修会などで、歩行者保護の大切さや子どもと高齢者の行動特性についての教育を行いましょう。

☆ 歩行中の交通ルールの遵守や交通マナーの向上について社内広報紙（誌）などを通じて呼びかけましょう。

【学校・地域では】

☆ 子どもや高齢者の横断を見かけたら、思いやりの気持ちをもって声をかけたり、手をさしのべたりしましょう。

☆ 学校、地域が連携し、地域ぐるみで子どもの見守り活動を充実させましょう。

☆ 交通上危険な箇所について話し合い、交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成による危険箇所の把握と解消を行い安全な通行方法を確認しましょう。

☆ 高齢者宅への家庭訪問や各種会合などで高齢者の交通安全について話し合いましょう。

【運転者などは】

☆ 子どもや高齢者を始め、歩行者等の優先を徹底しましょう。

☆ 高齢運転者は、適性診断や各種安全運転講習を受けるなど、自分の運転技量と身体機能の変化を認識して、ゆとりのある運転を実践しましょう。

2　夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

【家庭では】

☆ 夜間の外出には「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。

☆ 歩行者保護の重要性を家族で話し合いましょう。

☆ 家族の中に運転に不安を感じている方がいる場合は、安全運転相談や運転免許自主返納について話し合いましょう。

☆ 飲酒運転による事故の悲惨さと、責任の重大さなどを家族で話し合いましょう。

☆ 車両を運転する人には、絶対に酒類を提供しないようにしましょう。

☆ 飲酒が予想される場合の外出は、車両で出かけないようにしましょう。

【職場では】

☆ 夕暮れ時の交通事故防止のため、前照灯は早めに点灯するよう指導しましょう。

☆ 職場の朝礼や研修会などで、横断歩道における歩行者優先の交通ルールの徹底についての安全運転の指導を行いましょう。

☆ 朝礼、研修会などあらゆる機会を活用し、飲酒運転・妨害運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の指導を徹底しましょう。

☆ 出勤、点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組を徹底しましょう。

【学校・地域では】

☆ 夜間の外出時には、「明るい色の服装」と「反射材」を活用するよう呼びかけましょう。

☆ 夕暮れ時や夜間の交通上危険な箇所について話し合い、安全な通行方法等を確認しましょう。

☆ 全ての座席のシートベルトやチャイルドシート着用を地域ぐるみで実践するため自治会、町内会、ＰＴＡなど各種団体･組織が相互に連携し、積極的な運動を推進しましょう。

☆ 朝礼、ホームルーム等の場を活用し、飲酒運転の悪質性・危険性を呼びかける交通安全教育を推進しましょう。

☆ 各種会合、行事等あらゆる機会に飲酒運転の根絶を呼びかける等、飲酒運転根絶の環境づくりに努めましょう。

☆ 酒類販売業者等と協力して、運転する人には絶対に酒類を提供しないよう、ハンドルキーパー運動の輪を広げるなど地域ぐるみの運動を行いましょう。

【運転者などは】

☆ 夕暮れ時は、前照灯を早めに点灯し、夜間は道路状況に応じてハイビームを活用しましょう。

☆ 夕暮れ時や夜間は、視界が悪くなるので、特に、横断歩道横断中の歩行者や自転車に注意して運転しましょう。

☆ 横断歩道等で歩行者等を見かけたら止まるなど思いやりのある運転を心がけましょう。

3　自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【家庭では】

☆ 自転車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。

☆ 子どもだけでなく、大人も自転車用ヘルメットを被りましょう。

☆ 幼児用座席に子どもを乗せるときは、ヘルメットだけでなくシートベルトを着用させましょう。

【職場では】

☆ 朝礼や会議、社内の広報媒体等を活用して自転車安全利用五則を紹介するなど自転車利用時の安全意識を高めましょう。

☆ 自転車に乗るときはヘルメットを被りましょう。

☆ 事業で自転車を利用する場合にも、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

【学校・地域では】

☆ 朝礼、ホームルーム、職員会議等の場を活用した交通安全教育を推進しましょう。

☆ 自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。

☆ 「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」の理念を踏まえ、関係機関・団体と連携して、事例や教材等を活用した効果的な交通安全指導を実施しましょう。

【運転者などは】

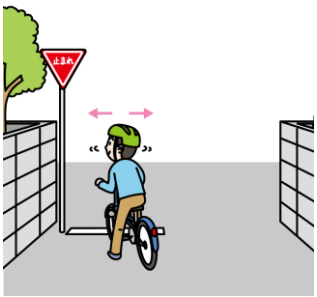

☆ 自転車安全利用五則や交通ルールを遵守しましょう。

☆ 自転車に乗る時はヘルメットを被りましょう。

☆ 幼児を同乗させる際、乗車・降車時に転倒する危険があるため自転車から目を離さず、幼児用座席のシートベルトを正しく着用しましょう。

☆ 電動アシスト自転車に乗車する際は､思いがけない加速や車体が重くバランスを崩しやすい特性があるので特性を理解した運転に努めましょう。

☆ 万一の事故に備え、必ず自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。

4　二輪車の交通事故防止

【家庭では】

☆ 無謀運転をしないこと、二輪車による交通事故の悲惨さ、事故を起こしたときの責任の重大さなどについて家族で話し合いましょう。

☆ 家族が出かける際には、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクター、エアバッグジャケット、グローブの着用など、交通安全の「ひとこえ」をかけましょう。

☆ 二輪車安全運転講習会など交通安全教育の場へ積極的に参加しましょう。

【職場では】

☆ 通勤も含め二輪車利用のある職場では、関係機関・団体と連携し、二輪車安全講習などを開催し安全運転の指導を行いましょう。

☆ 二輪車の特性や事故実態を理解させるための教育を行うとともに、点検整備の励行を指導しましょう。

【学校・地域では】

☆ 交通事故を起こした際の運転者の責任について指導をしましょう。

☆ 関係機関・団体と連携を図り、地域ぐるみで二輪車の無謀運転を許さない気運を高めましょう。

☆「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、飲酒運転は絶対にしないようにしましょう。

☆ 飲酒運転や妨害運転等の危険性、反社会性、責任の重大性を認識しましょう。

【運転者などは】

☆ 二輪車を運転するときは、ヘルメットの正しい着用、二輪車用プロテクターやエアバッグジャケット、グローブを着用し、夜間走行時は、反射材を効果的に活用しましょう。

☆ 交差点直進時には、対向右折車の動向に注意し、事故を防ぎましょう。

☆ カーブや下り坂では転倒しやすいのでスピードを控え、急ハンドルや急ブレーキをかけないような運転を心がけましょう。

☆ 四輪車の運転者も、二輪車の特性に配意した運転に努めましょう。

☆ 特定小型原動機付自転車も二輪車の一種です。運転する時は、ヘルメットを被りましょう。

市からのお知らせ

一定の要件を満たした電動キックボードなどの利用について

道路交通法の一部が改正され、７月１日から、性能上の最高速度が自転車と同程度であるなどの一定の要件を満たす電動キックボードなどは、特定小型原動機付自転車として公道を免許なしで通行可能となりました（16 歳以上）。

車体の基準に細かい規定があるので、十分に確認し、交通ルール・マナーを守って正しく乗りましょう。

	特定小型原動機付自転車	
		特例特定小型原動機付自転車
最高速度表示灯	緑色：点灯	緑色：点滅
最高速度	20km/h以下	6km/h以下
定格出力	0.60kw以下	
長さ	190cm以下	
幅	60cm以下	
運転免許	不要（16歳未満は運転禁止）	
ヘルメット	着用努力義務	
自賠責保険	義務	

詳しい交通ルール等はこちら！
（警察庁 HP）

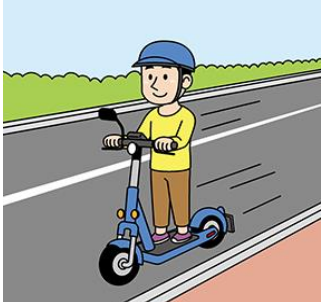

神　奈　川　歩　行　者　安　全　五　則

～歩行者もルール・マナーを守りましょう～

1　横断する意思を明確にする！
横断歩道では、手を上げるなどをして運転者に対し、横断する意思を明確に伝えましょう。

2　横断歩道を渡る！
横断歩道外の横断や車両の直前直後の横断など、無理な横断はやめ、横断歩道を渡りましょう。

3　歩きスマホはしない！
歩行中は、わき見の原因となるスマホなどを注視することがないようにしましょう。

4　危険な踏切横断はしない！
踏切は、警報機が鳴ったら渡らない。遮断機を跨がない、くぐらないことを徹底しましょう。

5　反射材を身に着ける！
薄暮や夜間には、光の反射で存在を示すことができる反射材を身に着けましょう。

川崎市交通安全対策協議会
事務局：川崎市　市民文化局　市民生活部　地域安全推進課
電話：044-200-2266　FAX：044-200-3869　E－mail:25tiiki@city.kawasaki.jp